

合同会社設立の手順

1. 会社定款の作成

商号、本店所在地、目的、資本金、社員、決算期などを決定し、会社定款を作成します。このとき、社員になる方の個人実印の印鑑証明書（1通ずつ）をお預かりします。

2. 会社実印（法務局への届出印）の作成

類似商号の調査が済んだらご連絡しますので、会社実印を作成してください。

3. 資本金の払い込み（出資の履行）

代表社員に就任される方が新たに銀行預金通帳（個人名義のもの）を作成します。その口座へ、出資金を振り込み（代表社員ご本人は入金でも可）してください。

4. 必要書類への押印

会社実印、個人実印、銀行預金通帳をご持参ください。印鑑をいただくのは次のような書類です。

- ・定款
- ・払込みがあったことを証する書面（通帳のコピーと合綴）
- ・社員の就任承諾書
- ・登記申請の委任状
- ・印鑑届、印鑑カード交付申請書

5. 会社設立登記

司法書士が代理人となり法務局での登記申請を行います。法務局に会社設立登記申請をした日が会社設立日です（ただし、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書が取得できるのは、会社設立日から2週間程度後になります）。

登記費用は会社設立日の前日までにお振り込み、またはご持参ください。

登記費用の目安

- ・司法書士費用円
- ・登録免許税円
- ・その他円
- ・合計円

高島司法書士事務所

TEL. 047-703-3201

<https://www.shihou-shoshi.com/>